

令和3年 農作業料金・農業労賃に関する調査結果

目次

はじめに

I. 調査の概要 1

II. 調査結果の概要

1. 水稲作の部分・全面作業受託料金 2

2. オペレータ賃金と農外諸賃金 4

3. 農作業別農業臨時雇賃金 5

4. 農業臨時雇賃金と標準賃金との比較 7

5. 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金(臨時雇・パート)の水準 .. 8

6. 農外諸賃金の水準 9

令和4年3月
一般社団法人青森県農業会議

はじめに

本調査は、昭和35年以来、全国農業会議所の企画のもと、市町村農業委員会の協力を得ながら、農業の臨時雇賃金等の把握を行っているもので、これまで、農業の就業構造の変化に伴い、稲作の作業請負料金（部分作業請負・全面作業請負）や農業経営基盤強化促進法に基づく農作業受委託の制度化に伴う農作業受委託料金等を調査項目に加えながら、調査内容の充実を図ってまいりました。

本調査結果は、青森県内40市町村農業委員会の協力を得て、令和3年12月31日を調査時点とし、令和3年1月1日より1年間について調査したものをとりまとめたものです。

県内の農業・農村における労働事情、農業就業構造ならびに各々の農業経営の改善等に取り組むための参考資料として、幅広くご活用いただければ幸いに存じます。

最後に、本調査にご協力いただいた市町村農業委員会に厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

一般社団法人青森県農業会議

I. 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、農作業の受託（請負）料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準の把握等を通じて、農業労働力の確保調整や協定賃金の作成、他産業就業対策などの農家労働力事情など、農業就業構造ならびに農業経営の改善・近代化に貢献してきた。農業労働力事情関係の調査としては、他に類例を見ないものとして、関係方面から高い評価を得てきた。

近年の農業労働事情をめぐっては、農業就業者の高齢化、担い手不足、さらには雇用労働力の確保の困難など、種々の課題が山積している。これら諸事情にかんがみ、農業・農村における労働事情について、一層の把握に努め、今後、適正かつ合理的に標準（協定）賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進等を通じ、足腰の強い農業・農業経営の実現に資することを目的に本調査を実施した。

2. 調査の方法

- (1) 本調査は、全国農業会議所が作成した調査票にもとづき、青森県農業会議の指導のもとに、市町村農業委員会が実施した。
- (2) 調査市町村は、令和3年12月31日時点における全市町村（40市町村）を対象としている。
- (3) 調査の項目
 - ① 水稻作の部分・全面作業受託料金の水準
 - ② オペレータ賃金
 - ③ 農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
 - ④ 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の協定状況
 - ⑤ 市町村内の農外諸賃金の水準

3. 調査の時期および期間

令和3年12月31日を調査時点とし、令和3年1月1日より令和3年12月31日までの1年間を調査対象としている。

Ⅱ. 調査結果の概要

1. 水稲作の部分・全面作業受託料金

(1) 部分作業の受託料金（第1表）

農作業受託料金のうち、稲作関係の部分農作業受託料金を《育苗》、《耕起》、《代かき》、《耕起～代かき（一貫）》、《機械田植（苗代別）》、《機械刈取（コンバイン）》、《刈取～乾燥・調整》、《乾燥・調整（60kg当たり）》の各作業について、受託主体別（個人農家と生産組織）に調査したものである。

① 《育苗》

《育苗》の県平均をみると、個人農家の場合＜稚苗＞が10a当たり19,425円（対前年比2.0%下落）、＜中苗＞が10a当たり21,191円（同3.6%上昇）となっている。

地域別にみると、＜稚苗＞は「津軽南」が23,450円と最も高く、次いで「上十三」が21,867円、「東青」が17,500円の順となっている。＜中苗＞は「三八」が22,855円と最も高く、次いで「津軽南」が22,514円、「東青」が21,575円の順となっている。

また、生産組織の《育苗》の県平均をみると、＜稚苗＞が10a当たり17,500円（同0.0%）、＜中苗＞が10a当たり21,654円（同3.6%上昇）となっている。

② 《一貫》・《耕起》と《代かき》

《一貫（耕起～代かき）》の県平均は、個人農家が10a当たり10,921円（対前年比3.5%上昇）、生産組織が9,386円（同2.7%下落）となっている。

《耕起》と《代かき》の県平均は、個人農家の場合、《耕起》は10a当たり4,904円（同1.0%上昇）、《代かき》は5,807円（同1.3%上昇）となっている。また、生産組織の場合、《耕起》は10a当たり4,125円（同4.4%下落）、《代かき》は4,329円（同4.9%下落）となっている。

③ 《機械田植（苗代別）》

《機械田植》の県平均をみると、個人農家が10a当たり6,108円（対前年比0.4%上昇）、生産組織では5,325円（同2.3%下落）となっている。

④ 《防除（薬剤費別、1回当たり）》

《防除（薬剤費別、1回当たり）》の県平均を見ると、個人農家は10a当たり1,617円（対前年比4.9%下落）、生産組織では1,917円（同2.8%上昇）となっている。

⑤ 《機械刈取（コンバイン）》

《機械刈取（コンバイン）》の県平均を見ると、個人農家は10a当たり12,948円（対前年比0.5%上昇）、生産組織では10,737円（同0.4%上昇）となっている。

⑥ 《刈取～乾燥・調製》

《刈取～乾燥・調製》の一貫収穫作業の県平均をみると、個人農家は10a当たり28,711円（対前年比2.0%上昇）、生産組織は25,435円（同2.2%上昇）となっている。

⑦ 《乾燥・調製（60kg当たり）》

《乾燥・調製》の県平均をみると、個人農家は60kg当たり1,676円（対前年比3.4%上昇）、生産組織は1,519円（同1.7%上昇）となっている。

第1表 水稻作一般作業受託料金水準

（単位：円／10a当たり）

			県平均	郡 市 別							
				東 青	西・つがる	中 弘	津 軽 南	北 五	上 十 三	下 北	三 八
育 苗 (種子代含)	稚苗	個人	19,425 (△2.0)	17,500		10,000	23,450		21,867		
		組織	17,500 (0.0)	17,500							
	中苗	個人	21,191 (3.6)	21,575	17,308	18,878	22,514		20,375		22,855
		組織	21,654 (3.6)	17,500		13,500	22,675		31,745		21,743
耕 起 から 代かき まで	一貫	個人	10,921 (3.5)	10,767	11,424	11,700	9,820	11,411	10,875	11,250	10,909
		組織	9,386 (△2.7)	9,000		12,000	9,267				8,450
	耕起	個人	4,904 (1.0)	4,900	4,091	5,320	4,740	4,533	4,463	5,700	5,233
		組織	4,125 (△4.4)	4,000		3,840	4,250		4,212		4,100
	代かき	個人	5,807 (1.3)	5,950	7,000	5,500	4,980	7,100	5,457	5,900	5,751
		組織	4,329 (△4.9)	5,000		4,000	4,100		4,629		4,350
機械田植 (苗代別)	個人	6,108 (0.4)	6,217	5,461	6,211	6,180	5,365	6,243	6,875	6,254	
	組織	5,325 (△2.3)	5,000			5,625		6,500		4,600	
防 除 (薬剤費別、1回当たり)	個人	1,617 (△4.9)	1,800	1,050	1,000	1,750	1,594	1,750	1,400	1,763	
	組織	1,917 (2.8)				1,800				1,975	
機械刈取 (コンバイン)	個人	12,948 (0.5)	14,267	11,591	15,756	15,300	10,814	11,688	13,500	12,869	
	組織	10,737 (0.4)	12,000		12,856	11,848	8,613	10,368		10,750	
刈取～乾燥・調製	個人	28,711 (2.0)	25,875	27,281	29,180	35,768	25,851	25,343	24,800	31,052	
	組織	25,435 (2.2)				28,227	21,858	20,520		32,707	
乾燥・調製 (60kg当たり)	個人	1,676 (3.4)	1,490	1,573	1,640	2,040	1,584	1,507	800	1,883	
	組織	1,519 (1.7)				1,660	1,349	1,080		2,046	

※ 表中の「個人」は個人農家、「組織」は生産組織

() 内は対前年比上昇率(%)〔△は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

(2) 全面作業の受託料金 (第2表)

稲作の農作業の全面受託料金は、種籾・除草剤・肥料・農薬代などの生産資材をすべて受託者が負担する「生産資材費込み (以下「込み」)」のものと、生産資材を委託者が負担する「生産資材費別 (以下「別」)」に区分し、さらに個人農家と生産組織に分けて調査したものである。

- ① 個人農家：「込み」は、10a 当たり 78,400 円 (対前年比 3.1% 上昇)、「別」は 50,770 円 (同 0.4% 下落) となっている。
- ② 生産組織：「込み」は、10a 当たり 77,961 円 (対前年比 0.7% 上昇)、「別」は 53,500 円 (同 0.2% 上昇) となっている。

※ なお、全面農作業の受託料金については、第2表のとおり回答市町村数が少ないことから、事例的なものとして参考にしていただければ幸いである。

第2表 水稻作全面作業受託料金

(単位：円 / 10a 当たり)

		回答市町村数	料 金
種籾・除草剤・肥料・農薬代「込み」	個人農家	15	78,400 (3.1)
	生産組織	3	77,961 (0.7)
種籾・除草剤・肥料・農薬代「別」	個人農家	14	50,770 (△0.4)
	生産組織	3	53,500 (0.2)

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

2. オペレータ賃金と農外諸賃金

(1) オペレータ賃金 (第3表)

オペレータの賃金は、「トラクター」、「田植機」、「コンバイン」の各オペレータの純然たる労働賃金のみを1日 (8時間) 当たりで調査したものである。

県平均では、「コンバイン」が 9,186 円 (対前年比 0.7% 上昇) で最も高く、次いで「トラクター」が 8,924 円 (同 2.0% 上昇)、「田植機」が 8,607 円 (同 2.1% 上昇) の順となっている。

第3表 オペレータ賃金

(単位：円 / 1日 [8時間] 当たり)

	県平均	別																
		郡		市					別									
		東	青	西・つがる	中	弘	津	軽	南	北	五	上	十	三	下	北	三	八
トラクター	8,924 (2.0)	8,080	7,400	9,657	7,800	8,460	11,660	8,000	8,815									
田植機	8,607 (2.1)	8,080	7,400	10,100	7,750	8,460	9,974	7,667	9,090									
コンバイン	9,186 (0.7)	8,080	7,400	10,867	7,800	8,460	11,900	8,167	10,333									

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

(2) オペレータ賃金と農外諸賃金（男性）との比較（第4表）

市町村ならびに、近郊（通勤可能範囲）における農外諸賃金水準の県平均をオペレータ賃金と比較したものである。

トラクターのオペレータ賃金を100とした場合、農外諸賃金（男性）は、「大工」159、「左官」157、「伐出」135、「土木工」119、「造林」118という指数になり、オペレータ賃金が農外諸賃金に比べ、低い水準となっている。

第4表 オペレータ賃金と農外諸賃金（男性）との比較（単位：円／1日〔8時間〕当たり）

	オペレータ賃金		農 外 諸 賃 金				
	トラクター	コンバイン	大 工	左 官	土 木 工	造 林	伐 出
県 平 均	8,924 (2.0)	9,186 (0.7)	14,213 (6.3)	14,032 (6.5)	10,610 (9.2)	10,489 (0.8)	12,060 (0.1)
指 数	100	103	159	157	119	118	135

※ 指数：トラクターのオペレータ賃金を100とした場合

() 内は対前年比上昇率(%)〔△は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

3. 農作業別農業臨時雇賃金

(1) 農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金（第5表）

個々の経営体の需要に応じた労働力の需給調整対策の充実や、質・量ともに兼ね備えた労働力の確保調整をはじめ、地域の実態に即した臨時雇賃金の適正な水準形成に向けて、県内の農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金を調査したものである。

1日当たりの実勢賃金の県平均を作業別にみると、農作業一般の中でも、熟練度が求められる「専門作業」は男性が7,755円（対前年比0.3%下落）、女性が7,259円（同0.2%下落）、「一般・軽作業」は男性が6,499円（同0.5%上昇）、女性が6,414円（同0.5%上昇）となっており、いずれも上昇している。

また、具体的作業のうち、水稲では「機械作業補助」は男性が6,748円（同0.4%下落）、女性が6,445円（同0.8%下落）、「田植」は男性が6,720円（同2.8%上昇）、女性が6,796円（同2.8%上昇）、「稲刈」は男性が6,705円（同3.6%上昇）、女性が6,662円（同2.0%上昇）といずれも上昇している。

同じく具体的作業のうち、りんごの「剪定」は男性が9,719円（同1.9%上昇）、女性が9,520円（同1.2%上昇）、「摘果」は男性が6,592円（同1.8%上昇）、女性が6,486円（同1.9%上昇）、「収穫」は男性が6,696円（同2.0%上昇）、女性が6,505円（同2.2%上昇）となっており、具体的作業でも男女の「機会作業補助」を除くすべての項目で上昇している。

第5表 農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金 (単位：円／1日〔8時間〕当たり)

		県平均	別														
			郡				市										
			東	青	西・つがる	中	弘	津	軽南	北	五	上	十三	下	北	三	八
男性	農作業一般	専門作業	7,755 (△0.3)	8,200	7,000			7,325	7,885	7,754	6,400	9,075					
		一般・軽作業	6,499 (0.5)	6,211	6,467	6,436	6,540	6,577	6,477	6,110	6,967						
	うち具体的な作業	水	機械作業助	6,748 (△0.4)	6,172	6,500	6,679	7,100	6,715	6,689	7,000	6,880					
			田植	6,720 (2.8)	7,041	6,400							6,400				
		稲刈	6,705 (3.6)	7,169	6,400	6,740				6,350		6,400					
	りんご	剪定	9,719 (1.9)	10,314	10,100	9,582	9,400	10,075								9,567	
		摘果	6,592 (1.8)	6,602	6,500	6,712	6,780	6,525								6,440	
		収穫	6,696 (2.0)	6,654	6,500	6,875	6,780	6,525	6,400							6,840	
	女性	農作業一般	専門作業	7,259 (△0.2)	8,200	7,000			7,075	6,600	7,155	6,400	8,100				
			一般・軽作業	6,414 (0.5)	6,211	6,467	6,313	6,540	6,369	6,452	6,110	6,700					
うち具体的な作業		水	機械作業助	6,445 (△0.8)	6,172	6,500	6,370	6,767	6,436	6,424	6,000	6,560					
			田植	6,796 (2.8)	7,041	6,400		7,100					6,400				
		稲刈	6,662 (2.0)	7,169	6,400	6,050	7,100		6,350			6,400					
りんご		剪定	9,520 (1.2)	10,314	10,100	8,825	9,125	10,000								9,700	
		摘果	6,486 (1.9)	6,602	6,500	6,735	6,560	6,343								6,373	
		収穫	6,505 (2.2)	6,654	6,500	6,920	6,560	6,343	6,400							6,373	

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

(2) 1日当たりの実勢賃金の男女間格差 (第6表)

1日当たりの実勢賃金の男性と女性を比較したものをまとめたものである。

これをみると、「田植」を除く作業の実勢賃金において、男女間に格差がみられ、女性が男性を下回っている。

第6表 1日当たりの実勢賃金の男女間格差 (男性を100とした場合の女性の指数)

	専門作業	一般・軽作業	機械作業助	田植	稲刈	りんご		
						剪定	摘果	収穫
昭和62年	89	94		95	95		97	97
63年	90	93		95	94		98	98
平成元年	89	96		95	94		98	97
～	～	～	～	～	～	～	～	～
29年	91	97	95	101	101	95	98	98
30年	91	99	96	101	101	95	98	98
令和元年	91	99	97	101	101	99	98	98
2年	93	99	96	101	101	99	98	97
3年	94	99	96	101	99	98	98	97

4. 農業臨時雇賃金と標準賃金との比較（第7表）

市町村農業委員会では、農業労働力の需給調整や、農業経営の合理化などを図る観点から、近隣市町村や農協等との連携のもとに農作業及び請負などの標準額（協定賃金）をまとめたものである。

その標準額（協定賃金）と本調査結果の農業臨時雇賃金を比較したものである。

作業別に県平均を見ると、「田植」が6,720円で、標準額に対し106と最も高い指数となっている。

地域・作業別に見ると、《東青》の「剪定」が標準額に対し129、《東青》の「稲刈」が112と高い指数となっている。

第7表 農業臨時雇賃金と標準賃金

（単位：円／1日〔8時間〕当たり）

		県平均	市 別								
			東 青	西・つがる	中 弘	津 軽	南 北	五 上	十 三	下 北	三 八
田 植	臨時雇賃金	6,720	7,041	6,400							6,400
	標準額	6,359	6,378	6,400	6,400	6,400	6,386	6,417	6,038	6,400	
	指数	106	110	100							100
稲 刈	臨時雇賃金	6,705	7,169	6,400	6,740			6,350		6,400	
	標準額	6,358	6,378	6,400	6,400	6,400	6,386	6,420	6,038	6,400	
	指数	105	112	100	105			99		100	
水 田 一 般	臨時雇賃金	6,502				6,400	6,587	6,350			
	標準額	6,362	6,381	6,400	6,400	6,400	6,386	6,420	6,110	6,400	
	指数	102				100	103	99			
畑 一 般	臨時雇賃金	6,499	6,211	6,467	6,436	6,540	6,577	6,477	6,110	6,967	
	標準額	6,359	6,386	6,400	6,400	6,400	6,386	6,406	6,110	6,400	
	指数	102	97	101	101	102	103	101	100	109	
果 樹 一 般	臨時雇賃金	6,645	6,628	6,500	6,793	6,780	6,525	6,400		6,640	
	標準額	6,399	6,381	6,400	6,400	6,420	6,381	6,400		6,400	
	指数	104	104	102	106	106	102	100		104	
剪 定	臨時雇賃金	9,719	10,314	10,100	9,582	9,400	10,075			9,567	
	標準額	9,445	8,000	9,500	9,100	9,330	10,000			9,600	
	指数	103	129	106	105	101	101			100	

※ 標準額は市町村農業委員会が策定した額の平均

指数：それぞれ標準額を100とした場合

「果樹一般」の農業臨時雇賃金は、摘果・収穫（男性）の両賃金の平均

5. 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）の水準

(1) 他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）（第8表）

市町村ならびに、近郊（通勤可能範囲）における他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）の水準の県平均をまとめたものである。

男女ごとにみると、男性の1日（8時間）当たりの賃金平均額は、「建設業」が8,141円（対前年比0.1%上昇）と最も高く、次いで「サービス業」が6,864円（同1.7%上昇）、「公的勤務」が6,861円（同2.1%上昇）の順となっている。

一方、女性の1日（8時間）当たりの賃金平均額は、「建設業」が7,572円（同2.2%上昇）と男性同様最も高く、次いで「公的勤務」が6,842円（同2.6%上昇）、「サービス業」が6,725円（同2.4%上昇）、の順となっている。

地域別にみても、男性の《中弘》、女性の《西・つがる》を除き、「建設業」が最も高い賃金額となっている。

第8表 他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）（単位：円／1日〔8時間〕当たり）

	県平均	市 別													
		東	青	西・つがる	中 弘	津 軽	南	北	五	上 十	三 下	北	三	八	
男 性	公 的 勤 務	6,861 (2.1)	6,990	7,268	7,513	6,886	6,171	6,857	6,988	6,990					
	建 設 業	8,141 (0.1)	10,000	8,000	7,250	8,250	7,486	8,055	9,333	8,104					
	製 造 業	6,629 (0.5)	6,344		8,000	6,760	6,191	6,902	6,267	6,805					
	卸・小売業	6,583 (0.5)	6,344		6,500	6,953	6,191	6,778	6,300	6,816					
	サービス業	6,864 (1.7)	6,000		7,750	7,370	6,640	7,160	6,333	6,903					
女 性	公 的 勤 務	6,842 (2.6)	6,990	7,268	6,400	6,886	6,171	6,857	7,202	6,990					
	建 設 業	7,572 (2.2)	8,000	7,000		8,000	6,986	7,664	7,667	7,984					
	製 造 業	6,484 (1.8)	6,344			6,760	6,191	6,572	6,267	6,725					
	卸・小売業	6,515 (2.6)	6,344			6,953	6,191	6,501	6,300	6,776					
	サービス業	6,725 (2.4)	6,000			7,370	6,640	6,838	6,300	6,903					

※（ ）内は対前年比上昇率（%）〔△は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

(2) 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金との比較（第9表）

農作業の「田植」賃金を基準（100）とした場合の、農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金を比較したものである。

男女別にみると、男性では、「田植」が6,720円となっており、それに対して「建設業」が8,141円で指数が121と最も高く、次いで「専門作業」が7,755円で指数は115となっている。

一方女性では、「田植」が6,796円となっており、それに対して「建設業」が7,572円で指数が111と最も高く、次いで「専門作業」が7,259円で指数は107となっている。

また、全体をみると、男女ともに農作業臨時雇賃金の「専門作業」は、他産業臨時雇賃金の「建設業」を除く業種の平均額を上回っている。

第9表 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金との比較 (単位：円/1日〔8時間〕当たり)

		農作業臨時雇賃金			他産業臨時雇賃金				
		田植	専門作業	一般・軽作業	公的勤務	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業
男性	県平均	6,720	7,755	6,499	6,861	8,141	6,629	6,583	6,864
	対前年比	(2.8)	(△0.3)	(0.5)	(2.1)	(0.0)	(0.5)	(0.1)	(1.7)
	指数	100	115	97	102	121	99	98	102
女性	県平均	6,796	7,259	6,414	6,842	7,572	6,484	6,515	6,725
	対前年比	(2.8)	(△0.2)	(0.5)	(2.6)	(2.2)	(1.8)	(2.6)	(2.4)
	指数	100	107	94	101	111	95	96	99

※ 指数：農業臨時雇賃金の「田植」を100とした場合

6. 農外諸賃金の水準 (第10表)

市町村ならびに近郊（通勤可能範囲）での、農外諸賃金「大工」、「左官」、「土木工」、「造林」、「伐出」の1日（8時間）当たりの賃金（男性）をまとめたものである。

農外の職種別賃金の県平均をみると、「大工」が14,213円（対前年比6.3%上昇）と最も高く、次いで「左官」が14,032円（同6.5%上昇）、「伐出」が12,060円（同0.1%上昇）となっている。

第10表 農外諸賃金の水準（男性） (単位：円/1日〔8時間〕当たり)

	県平均	別															
		郡			市			別									
		東	青	西・つがる	中	弘	津	軽	南北	五	上	十	三	下	北	三	八
大工	14,213 (6.3)	15,000	16,900	12,250	13,668	16,633	14,163	13,500	12,038								
左官	14,032 (6.5)	15,000	16,900	12,750	13,268	16,667	13,577	13,250	11,979								
土木工	10,610 (9.2)	7,000	10,850	8,667	10,588	11,883	12,545	9,750	8,872								
造林	10,489 (0.8)	10,000	10,900	11,625	9,013	10,500	9,667	10,500	11,331								
伐出	12,060 (0.1)	10,000	12,350	13,000	9,347	13,875	10,500	12,500	12,617								

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]